平成２６年（フ）第２６６号
愛知県豊田市四郷町天道114番地２　サントピア天道Ｃ105号
債務者　永田　智広
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒瀬　裕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月19日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
山口県周南市大字櫛ヶ浜116番地の３
債務者　田中　千代
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋野　成正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第７４号
新潟県上越市桜町193番地　キャンディタフト103号
債務者　藤井　光義
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月15日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第６２号
茨城県ひたちなか市北神敷台10番地９、旧住所茨城県ひたちなか市大字中根5118番地１　ストロベリーフィールズＤ棟101号
債務者　小林　卓矢
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　敏博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第６７号
山口県岩国市尾津町２丁目11番４号
債務者　川田由起子
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河本　豊彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第１２８号
山口県下関市豊北町大字滝部3452番地19
債務者　木本登樹夫
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　直行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月18日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第２４３号
群馬県前橋市広瀬町２丁目９番地15　広瀬ハイツ三千鶴307号
債務者　ヘア　スペース　ジュリアンこと　松岡　一弘
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳澤　和良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４２号
北海道砂川市西２条北５丁目１番８号
債務者　高橋　秀子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第８８号
北海道室蘭市常盤町２番６号、前住所北海道室蘭市東町２丁目19番15号　２Ｆ
債務者　菅原　武司
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第２３８号
盛岡市南青山町10番58号
債務者　中野　幸子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第６６号
新潟県新発田市中央町４丁目５番15号
債務者　髙橋　真博
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第７０号
新潟県村上市長松95番地
債務者　小野　　卓
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第７２号
新潟県村上市指合1088番地
債務者　長濵恵美子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第９７号
和歌山県岩出市川尻244番地
債務者　浜野　晴生
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１０４号
和歌山市野崎249番地の６
債務者　貴志　哲史
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２２７号
和歌山県岩出市西国分569番地の３　601号
債務者　仁兄のからあげ店こと　仁平　健三
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２３９号
和歌山県岩出市中島575－２　グリーンハイツ誉105、住民票上の住所和歌山市園部1218番地の108
債務者　峯園　賢一
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係